

2023 年 8 月公表
2023 年 8 月 10 日改訂

ゴールドマン・サックス証券株式会社

約款の一部改訂のお知らせ

第 9 章自動けいぞく投資約款の一部を名称とともに内容を一部改訂いたしましたので、お知らせいたします。
具体的な変更内容は添付の新旧対照表をご参照ください。なお、内容につきましてご不明な点等ございましたら、担当営業員までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 名称の「(累積投資口座用)」を削除
2. 第 9 章自動けいぞく投資約款の内容の変更 - 新旧対照表 (別紙 1) をご参照。

総合取引約款

第 9 章 「自動けいぞく投資約款」の一部改正について

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 4 条 (買付の方法・価額、預かり金の取扱い)</p> <p>1 前 3 条により当社が保護預りする投資信託の収益分配金は、お客様に代って当社が受領し、所定の税金等諸費用を控除したのちに当該信託約款の規定に従って再投資により追加設定をいたします。</p> <p>2 前項の買い付け価額は原則として<u>当該投資信託の約款又は目論見書等に規定する価額</u>となります。</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず</u>、やむをえない事情が発生した場合には再投資による追加設定がなされない場合があります。</p> <p>4 <u>お客様は、個別商品によっては、本約款に規定する再投資の中止を申し出ることができます。</u></p> <p>5 <u>第 3 項により再投資がなされなかった場合または前項により再投資が中止された場合は、第 1 項で受領した分配金について所定の税金等を控除した後にお客様の保護預り口座へ入金いたします。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(有価証券の保護預り)</p> <p>第 5 条 本約款に<u>従い再投資による追加設定がなされた</u>投資信託は、お客様の保護預り口座によって当社が保護預りいたします。 なお、保護預りされた当該投資信託については保護預り約款に基づいて保管管理いたします。</p> <p>(自動けいぞく投資口座の解約)</p> <p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。</p>	<p>第 4 条 (買付の方法・価額)</p> <p>1 当社が保護預りしている前 3 条に規定する投資信託でその収益分配金が宣言されたときには、お客様に代って当社が分配金を受領し、所定の税金等諸費用を控除したのちに当該信託約款の規定に従って再投資により追加設定をいたします。</p> <p>2 前項の買い付け価額は原則として当該投資信託の再投資取得日により適用される基準価額となります。</p> <p>3 同条の規定にかかわらず、やむをえない事情が発生した場合には再投資による追加設定がなされない場合があります。</p> <p>(金銭の払込、預り金の管理方法)</p> <p>第 5 条 本約款に定める契約により買い付けにかかる預り金は当該投資信託の果実である収益分配金の範囲であり、その果実は当社がお客様に代わり受領し、前条の規定に従って再投資をいたします。</p> <p>2 お客様の意思による再投資の中止、もしくは前条 3 項により再投資がなされなかった場合には、前項で受領した果実について所定の税金等を控除した後にお客様の保護預り口座へ入金いたします。</p> <p>(再投資中止)</p> <p>第 6 条 お客様は可能である場合は本約款に規定する再投資の中止を申し出ることができます。その場合、当社所定の書面に記名、捺印のうえ提出していただきます。</p> <p>(保管管理)</p> <p>第 7 条 本約款に従って再投資又は追加設定がなされた投資信託は、お客様の保護預り口座によって当社が保護預りいたします。 なお、保護預りされた当該投資信託については保護預り約款に基づいて保管管理いたします。</p> <p>(自動けいぞく投資口座の解約)</p> <p>第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。</p>

- (1) お客様から解約の申し出があったとき
- (2) お客様が手数料を支払わないとき
- (3) お客様がこの約款に違反したとき
- (4) 当社が、この契約に基づく業務を営むことができなくなったとき
- (5) 口座残高がない場合
- (6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (8) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(口座の申込事項の変更)

第7条 お客様は契約時における届出申込事項に変更が生じたときは、当社の指定する書面によって変更事項の届出をするものとします。この変更のお届けがなされないことにより発生した損害については、当社はその責を負いかねます。

(その他)

第8条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

本約款で特段の定めがないことについては、関連する法規、慣例に従って取り扱われることとします。

- (1) お客様から解約の申し出があったとき
- (2) お客様が手数料を支払わないとき
- (3) お客様がこの約款に違反したとき
- (4) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき
- (5) 口座残高がない場合
- (6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (8) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (9) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(口座の申込事項の変更)

第9条 お客様は契約時における届出申込事項に変更が生じたときは、当社の指定する書面によって変更事項の届出をするものとします。この変更のお届けがなされないことにより発生した損害については、当社はその責を負いかねます。

(その他)

第10条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

本約款で特段の定めがないことについては、関連する法規、慣例に従って取り扱われることとします。